

一人ひとりが輝くまち ①

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

人権ってなんだろう？

家庭・職場・地域社会などで

人権について考えてみましょう

私たちがふだん聞いたり、使ったりする人権という言葉は、どのような意味を持っているのでしょうか。

それは、すべての人が人間らしく幸せに生きていくための権利であり、私たちの日常生活を支えている大切な権利です。この人権について正しく理解し、守っていくことが、私たちの生活をより豊かなものにしていきます。

自分自身をかけたがえのない存在として認め、同時に、他の人も大切な存在と受け止めることは、すべての人の尊厳を認める基本です。

私たちは日常の言葉や行動の中で、気づかないうちに人を傷つけていることがあります。周囲の人のことを思いやることで、さまざまな人権問題に気づき、他の人の人権を大切にすることが出来ます。

それは自分の人権を守ることにもつながります。

今月号から「一人ひとりが輝くまち」と題して、新シリーズがスタートします。このシリーズでは、私たちの身の周りにおける人権に関わる課題を取りあげ、考えていきます。

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、ともに考えていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(中学3年生の作品)

もつな偏見 やめよう差別



消費生活相談

相談内容

紳士録の予約申込書が届いたので、申し込みませんでした。丸をして返送したところ、後日20万円の請求書が届きました。後でよく見ると、申込書の「申し込みません」の言葉の前に小さく「次回からの文字が入っていました。明らかに勘違いして契約することを狙っていると思いますが、支払わなければなりませんか。」

アドバイス

紳士録は、地域の著名な人や会社など、役職にある人たちの経歴や業績などを掲載し、名簿にしたものです。この申込書は「申し込み」の「申し込み」のどちらかを選んで返送するようになっています。この部分は大きく記載され、その前に小さな文字で「次回から」と記載されています。「申し込み

断ったはずが購入することになってしまった紳士録

い「すると、次回は購入しないが今回は購入する」という意味になって、どちらを選んでも業者は代金を請求してくる仕組みになっています。契約の意思がなく、思い違いにより契約をしてしまった場合、錯誤による無効を主張することになります。

このような書面は、消費者に勘違いさせるようになっているため、注意が必要です。必要ない場合は、申込書を返送せずに無視するようにしましょう。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 30日を除く月、金曜日 10時~12時、13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

6日(金)14時~16時 本郷支所
27日(金)14時~16時
久井保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072
☎084864103

女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0120・007・110

いずれも30日(月)を除く、
月~金曜日 8時30分~17時15分